科研費

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 18 日現在

機関番号: 17501 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2015~2017

課題番号: 15K16941

研究課題名(和文)フランスの労働政策決定時における労使交渉前置主義の意義と日本への示唆

研究課題名(英文)Rule of collective bargaining before deciding the labour policy in French and its suggestion for Japan

研究代表者

小山 敬晴 (Takaharu, Koyama)

大分大学・経済学部・講師

研究者番号:00633455

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文):本研究では、フランスにおいて、2007年に労働法改革の前に、政府に対して労使交渉を行うことを義務付ける法律が成立したのは、政府が労使自治の実現という全国レベルの労使代表者の要求を受け入れたことによるが、その労使交渉結果がそのまま法律となる制度ではなく、国のイニシアティブで労使交渉が行われるなど、けっして国が労働法規範設定権を放棄したのではないことを明らかにした。当該労使交渉に参加できる労使代表者の代表性のルールが定められていることなどについては、日本においても参照しうる制度である。

研究成果の概要(英文): This research indicates that the reason of be approved the law of French in 2007 which obliges the government implementation of the social dialogue is because of receiving the demand from social parties, the realization of collective autonomy, but the law doesn't mean that the state never leave the right of enacting labor law, because the government could revise the conclusion of that social dialogue and it has initiative of it. It is suggestive for Japan that French has the rule of representativeness of parties which could associate that social dialogue.

研究分野: 労働法

キーワード: 労働政策決定過程への労使参加制度 労働組合の代表性 フランス労働法 フランス労使関係

1.研究開始当初の背景

労働法制は労使当事者の特殊な利害対立に関連し、その調整なしには大規模な紛争が 生じるおそれがあることから、労使代表者を 何がしかの形で政策立案に関わらせる国が ほとんどである。

我が国では、厚生労働省所管の政労使の代 表者からなる労働政策審議会において労働 政策が立案されるが、近年、労働政策審議会 の正統性に対して疑問が提示されている。次 のような例がある。最近の代表的な労働立法 である 2008 年の労働者派遣法改正、2012 年 の労働契約法改正はいずれも、貧困層とほぼ 重なっている、増加傾向にある非正規労働者 層を減少させる目的で、非正規雇用の利用を 大幅に制限しようとする意欲的な法改正で あった。しかしこれらの改正による規制があ まりに厳格であり、現実の雇用慣行に合致し なかったため、これらの法律は、脱法行為の 増加、または非正規労働者の解雇という法目 的とは正反対の帰結をもたらした。この一連 の出来事は、政労使三者構成の実効性を、経 済の観点からも労働の観点からも、疑わしめ る現象であり、その在り方に対する再検討の 必要性を生じさせた。その他、 労働者の2 割程度しか代表していない労働組合の代表 者が「労働者の代表」として雇用規制強化を 主張し、労働法制の柔軟化を疎外する要因で 労働組合は正社員のみを組織す あること、 るのが大勢であり、近年労働・経済界で大問 題となっている、契約社員や派遣社員などか らなる非正規労働者を組織していないこと をもって、経済学から当該制度への批判(八 代尚宏・週刊東洋経済 2006 年 10 月 14 日) がよせられた。かような問題に対して本研究 は、従業員の選挙による労働組合の支持率を 用いて組合の代表性を根拠づけたフランス の制度を参考に、我が国において、政労使三 者構成の維持を前提として、労働政策決定に 関わる労使代表者の正統性を確保する手段 を模索しようとするものである。

政労使三者構成主義をはじめて確立したのは国際労働機関(ILO)であるが、ILOは労働問題の特殊性から、それを根本原理として最重要視している。ILOにより強制されているわけではないが、多くの国においてもこの政労使三者構成主義が様々な形式で踏襲されている。この方式を援用する理由は、労働問題は国家体制を揺るがす社会問題へと特別を対しているがあるように思われる。

我が国では、憲法第 41 条を根拠として立 法権は当然に国会に属し、憲法第 72 条にお いて内閣による議案の国会提出が定められ、 行政府による法律案策定を定める一般的規 定は存在しない。しかし厚生労働省設置法第 9 条は、厚生労働大臣の諮問に応じて労働政 策に関する重要事項を調査審議すること等 を労働政策審議会の所掌事務と定め、そして 労働政策審議会令第3条は、その委員について、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命するとし、公労使三者構成原則を定めている。かくして我が国では、労働政策審議会を通じて、労使代表者が労働関連法制の政策立案に関与することができる仕組みが法律上整備されている。しかし、その構成員については厚生労働大臣が任命するとされているのみで、構成員の正統性を実質的に確保する仕組みはやはり存在していない。

公労使三者構成への批判を受けた労働法 学からは、労働政策研究会議におけるパネル ディスカッションをまとめた「労働立法プロ セスと三者構成原則」日本労働研究雑誌 2008 年 571 号、日本学術会議主催のあるべき立法 過程をテーマとした公開シンポジウムをま とめた「労働立法と三者構成原則」ジュリス ト 2008 年 1369 号などの反応があり、主に EU の動向を参考に三者構成を肯定する濱口 桂一郎氏の見解と、日本の三者構成は政府・ 官僚の政策決定に正当化を与える「隠れ蓑」 の機能を果たしているにすぎないとしてこ れを否定する花見忠教授の見解とが対立し ている。このような現状をふまえ、我が国に おける労働問題の特殊性と ILO の政労使三 者構成主義への無理解を憂慮し、他国におけ る 2010 年に「政労使三者構成の政策検討に 係る制度・慣行に関する調査 - ILO・仏・独・ 蘭・英・EU 調査 - 」がまとめられ(労働政 策研究・研修機構・JILPT 資料シリーズ NO.67) 三者構成の重要性を確認している。

このように我が国では政労使三者構成主 義に関する議論が活発化している状況にあ るといえるが、この制度を肯定する見解にお いても、労働問題の特殊性から三者構成が必 要であること、労働政策審議会においては、 各代表者が自己の利益のみに固執せず、公益 的な観点から、公正な議論が行われているこ となどを強調するばかりで、具体的に労使代 表の正統性をどのように確保するかという ような議論はなされていない。しかし、この ことは我が国固有の現象であるわけではな い。そもそも ILO や他国でも同種の議論がな されていないことは指摘されるべきである。 多くの国において労使代表者は、必ずしも数 による民主主義的正統性を有してはおらず、 社会的所与として受容されているようであ り、その正統性がいかなるものに求められる のかについては論及されていないのが実情 である。その点フランスは、政府の労働政策 立案に労使代表者が参加する手続きが法定 されていること、そしてその参加組合は、従 業員代表者選挙において一定の支持を獲得 した代表的組合でなければならない旨が法 定されており、興味深い制度を有していた。

2.研究の目的

本研究は、かような従業員の選挙による労

働組合の支持率を用いて組合の代表性を根拠づけたフランスの制度の分析を試み、日本の同種制度への示唆を探ることとした。

3.研究の方法

フランスにおいて当該制度を法定化した 2007年1月31日の法律の分析を中心として、 当該制度の歴史的背景、法定化までの経緯、 その後の展開について、フランス労働法に関 わる定期刊行雑誌、研究書、立法資料を用い て分析を行った。

4. 研究成果

フランスにおいては、労使団体からは労使 交渉結果がそのまま法律とされる「労使自 治」の要求が長年提起され、労使の意見とは 別個に労働法改正を行う政府に対する不信 感が高まっていたことから、政府がその要求 を一定程度受け入れて労働立法前に代表的 な労使団体が労使交渉をすることが法定化 されたことが明らかとなった。しかし、政 府・国会によって交渉結果を変更する余地が 残されており、労使の要求はすべて実現した わけではなく、その結果、労働法改正後に大 規模なストライキ等がフランスでは現在ま で頻発している。それでもなお日本に向けて は、法定化された当該手続の内容および参加 組合に係る代表性制度については参照すべ き点が多い。

また、上記研究の過程においてフランスで は次のような問題が提起されていることが 分かり、それについての研究を行った。すな わち、フランスでは、国民主権の原理にのっ とり、法律は国民の代表によってしか制定さ れえないこと、またフランス憲法典 34 条に おいて、法律の定める事項が定められており、 その事項について、国会以外が規則制定する ことはできないということを前提とすると、 労使団体の交渉結果が法律化されることは、 現行の憲法典に違反するという問題が生じ るのである。このことに対する解決手段は2 つあり、1つは憲法改正を行って、労使交渉 結果をそのまま法律とする手続きを定める こと、2つは、政府または国会に、交渉結果 を修正する権利を留保することによって、国 民主権の建前を貫徹するということである。 フランスは後者の方法を採用したが、その背 景には、労働・社会問題に関して、当事者た る労使団体の方が、現場把握・問題分析能力 に優れているのだとしても、経済政策等との 調整を踏まえ、国が労働問題の最終的な裁定 者・調停者としての役割を果たすべきである という国家論が存在していることが明らか となった。

2007年に法定化された、労働立法前の労使団体交渉制度は、それ以前からフランスに根付いていた慣行であり、その起源は 1925年に創設された全国経済委員会に遡ることができる。全国経済委員会における当該制度に関する、フランス社会学者による優れた研究

書 (Alain CHATRIOT, « La démocratie sociale à la française ».La Découverte. 2002.) があったため、その研究も行った。 全国経済委員会は、当時、フランスにおい て、専門的能力のない国会への不信感が高 まっていた状況において(「共和国の危機」 または「政治的民主主義の危機」)、労使関 係については、当事者・専門家である労使 団体に立法を委ねた方がよいのではないか、 という意見を踏まえて創設された機関であ る。一方では、やはり労使団体の交渉結果 をそのまま法律化すべきであると意見が存 在し、他方では、労使団体の参加する委員 会はあくまで諮問機関にすぎず、国会が裁 定者であるという意見が対立していた。前 者を採用すると、まだ体制が脆弱であった 共和制の正統性が大いに動揺する恐れがあ り、結局後者の考え方が採用されることに なった。このような理論対立は現在まで引 き継がれていることが明らかとなり大変興 味深い。その後当該制度は第二次世界大戦 中に廃止されてしまったが、この委員会の 経験が、戦後、労働立法前に労使交渉を行 う慣行の礎となり、ひいては 2007 年法の 成立につながってゆくことが明らかとなっ た。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計 1 件)

小山敬晴「フランス労働政策決定過程への労使参加制度」大分大学経済論集第 70 巻 1・2 号、査読有、2018

[学会発表](計 0件)

[図書](計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 田内外の別:

取得状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日:

国内外の別:		
〔その他〕 ホームページ等		
6 . 研究組織 (1)研究代表者 小山 敬晴 (Takaharu Koyama) 大分大学・経済学部・講師 研究者番号:00633455		
(2)研究分担者	()
研究者番号:		
(3)連携研究者	()
研究者番号:		
(4)研究協力者	()